

玖珠町住民が創る「くす町魅力化向上」事業補助金交付要綱をここに公布する。

令和3年7月1日

玖珠町長 宿 利 政 和

玖珠町告示第 76 号

玖珠町住民が創る「くす町魅力化向上」事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、住民が身近な公共的課題について、住民自らがチャレンジし、実践する活動の支援を目的として行う玖珠町住民が創る「くす町魅力化向上」事業（以下「事業」という。）補助金の交付について、玖珠町補助金等交付規則（平成7年玖珠町規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象者)

第2条 この告示による補助の対象者は、身近な公共的課題について、住民自らがチャレンジし、実践する活動を行おうとする者のうち、次のいずれかに該当する者を対象とする。

- (1) 玖珠町在住者又は将来にわたり玖珠町の町づくり、活性化等に精進できると認められる者で18歳以上の者が、主体的に活動する2人以上で構成された団体。
- (2) 町内に在住し、又は町内に通勤若しくは通学する16歳から23歳までの者が、主体的に活動する2人以上で構成された団体。ただし、16歳から18歳までの者が主体的に活動する団体の場合は3人以上で構成された団体。

(補助対象の区分、経費及び補助率)

第3条 補助対象の区分、経費及び補助率は、別表のとおりとする。

- 2 事業における補助金の申請及び交付は、予算の範囲内で年度ごとに行うものとする。
- 3 事業に計画性があり、発展的な取組みを継続することが必要と認める場合は、3年間を限度に継続して申請及び交付を行うことができるものとする。

(補助金交付申請)

第4条 この告示により補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第2号の2）
- (3) その他町長が必要と認める書類

(交付の決定)

第5条 町長は、前条の補助金交付申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定する。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付を適当と決定したときは、当該申請者に対し、補助金等交付決定通知書（様式第3号）を交付する。

3 町長は、前項の決定について必要な条件を付することができる。

(事業の中止又は変更)

第6条 前条第2項の規定による補助金交付決定を受けた者は、その事業内容を変更し、又は事業を中止し、若しくは廃止する場合は、直ちにその旨を町長に報告し、その指示に従わなければならない。

(事業の完了及び完了検査)

第7条 補助金交付決定を受けた者は、事業の完了後20日以内に事業完了届（様式第4号）に事業費精算書（様式第5号）及び事業の成果が確認できる書類を添付し、町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による書類の提出があったときは、町職員により内容を審査し、完了検査を行わせるものとする。

(補助金の交付請求)

第8条 補助金交付決定を受けた者は、完了検査に合格後、請求書（様式第6号）を、町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による書類の提出があったときは、速やかに補助金を交付しなければならない。

(事業実施後の責務)

第9条 補助金の交付を受けた者は、事業の実施により得た知識、事業内容等の情報を多くの町民に周知させるように努めなければならない。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和3年7月1日から施行する。

別表（第3条関係）

補助対象区分	採択年数	補助対象経費	補助率
一般枠 (第2条第1号及び第2号)	1年目	事業に要する経費。ただし、団体構成員に対する謝金及び飲食代を除く。	3/4以内(上限額50万円)
	2年目		1/2以内(上限額50万円)
	3年目		1/4以内(上限額50万円)
学生枠 (第2条第2号)	1年目	事業に要する経費。ただし、団体構成員に対する謝金及び飲食代を除く。	10/10以内(上限額20万円)
	2年目		3/4以内(上限額20万円)
	3年目		1/2以内(上限額20万円)
童話の里理念枠 (第2条第1号及び第2号)	1年目	事業に要する経費。ただし、団体構成員に対する謝金及び飲食代を除く。	10/10以内(上限額100万円)
	2年目		10/10以内(上限額100万円)
	3年目		10/10以内(上限額100万円)